

ーパブリックコメントー

地域主権一括法による町条例の整備に関する意見募集の結果について

※本件に関する意見募集は終了いたしました。

□募集期間

平成 25 年 2 月 4 日（月）から平成 25 年 2 月 17 日（日）まで

□募集の趣旨

地方自治体の自主性を強化し、自由度の拡大を図るために義務付け・枠付けを見直すという趣旨の「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（以下「地域主権一括法」という。）が施行されました。これに伴い、これまで法律によって義務付けられていた事柄や枠付けられていた事柄が、今後はそれぞれの市町村で条例等を整備することにより自ら決定し、実施する必要が生じました。

これらを踏まえ、本町でも地域主権一括法に係る条例を整備します。今般、これらについての町の方針を決定しましたのでこれらを公表し、皆さんからのご意見を募集しました。

□条例の整備（制定等）案件及び所管課

ー建設課ー

- （１）身延町道の道路構造基準に関する条例（仮称）について
- （２）身延町道路に設ける道路標識の寸法を定める条例（仮称）について
- （３）身延町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例（仮称）について

□寄せられたご意見等

上記の期間においてご意見を募集しましたが、提出はありませんでした。

□お問い合わせ

本件に関するお問い合わせは、建設課（電話 0556-42-4808）までお願いいたします。